特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第５０４号

福島県二本松市岳温泉１丁目５番地
清算株式会社　株式会社あだちプランニング
代表清算人　鈴木　安一

１　決定年月日　平成23年５月26日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　特別清算債権の定義

⑴　平成22年10月27日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。

⑵　弁済の場所

本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

開始決定日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、会社分割等を原因として、債権の全部または一部について特別清算債権者の変更があった場合においても、権利の変更は開始決定日における特別清算債権者の債権額を基準として行う。

第２　担保権付債権

１　定義

本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産その他の資産について、清算株式会社を主債務者として設定された担保権（特別の先取特権、質権、抵当権または民事留置権を除く留置権並びに相殺権を含む）を有する特別清算債権で、開始決定日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。

２　弁済

⑴　担保権の対象となっている資産で、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続にかかる諸費用（税金、売買手数料など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。

⑵　担保権の対象となっている資産で、その回収・換価処分が完了していないものは、清算株式会社と担保権付債権者の合意により当該資産の評価額を決定する。

３　弁済後の残余債権

第２の２の弁済によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。

第３　一般債権

１　定義

本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。

２　一般債権の弁済

⑴　元本

第２の３の残余債権額及び一般債権額の99.971％に相当する額（１円未満切り捨て）の免除を受け、その残余額を平成23年９月30日限り一括にて弁済する。ただし、第２の３の残余債権額が平成23年９月20日までに確定していない場合には、残余債権額が確定した日の属する月の翌月末日限り一括にて弁済する。

⑵　利息・遅延損害金

清算株式会社は、すべての利息及び遅延損害金の免除を受ける。

⑶　免除

前項⑴に基づく弁済をした時とする。

以上

福島地方裁判所第１民事部

監督命令

平成２３年（再）第２号

長野県千曲市大字八幡3297番地の２
再生債務者　長野工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　長野市妻科426　長野県建築士会館７階　高橋法律事務所　弁護士　高橋　聖明

平成23年５月27日　　長野地方裁判所民事部

平成２３年（再）第１号

鳥取県西伯郡南部町荻名753番地123
再生債務者　グリーンパーク大山株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　鳥取県米子市加茂町２丁目219番地　増谷ビル２階　川中・野口法律事務所　弁護士　川中　修一

平成23年５月27日　　鳥取地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１３号

大阪市西区南堀江３丁目３番９号
再生債務者　株式会社平田家具

１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年７月６日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月11日から平成23年８月29日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第６号

宮崎県宮崎市高千穂通１丁目８番28号
再生債務者　高口　昌三

１　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年７月22日から平成23年８月５日まで

宮崎地方裁判所民事部

書面による決議に付する決定

平成２２年（再）第３号

金沢市鳴和１丁目18番３号
再生債務者　株式会社坂田組

１　決議に付する再生計画案　平成23年３月10日付け再生債務者提出の再生計画案

２　書面投票期間　平成23年７月13日まで

３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月29日

平成23年５月25日　　金沢地方裁判所

監督委員の辞任申請許可

平成２２年（再）第２号

静岡市清水区長崎322番地
再生債務者　西村医療器株式会社

１　許可年月日　平成23年５月26日

２　監督委員　静岡市葵区西草深町９番４号　静岡のぞみ法律特許事務所　弁護士　山下　善弘の辞任申請を許可する。

静岡地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号

長崎県佐世保市大塔町609番地７
再生債務者　有限会社光機設

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年５月20日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２０年（再）第４号

沖縄県うるま市石川嘉手苅961番地の30
再生債務者　有限会社らんの里沖縄

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成23年５月26日

那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成１９年（再）第４号

愛媛県四国中央市土居町上野甲1525番地、登記簿上の住所愛媛県四国中央市土居町上野2103番地
再生債務者　株式会社森高組

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成23年５月25日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２７号

栃木県鹿沼市茂呂53番地３
再生債務者　和久井康雄

１　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月13日まで

４　一般異議申述期間　平成23年６月27日から平成23年７月５日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部